

大規模災害の発生に今の憲法で大丈夫ですか？

—私たちの命と暮らしを守るために—

30年以内に
70%の確率で
超巨大地震が！

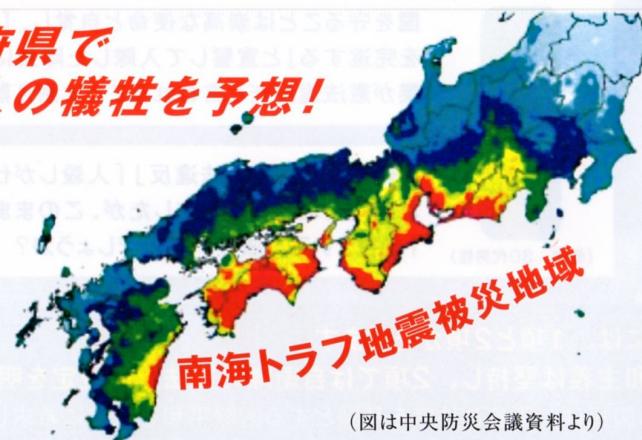
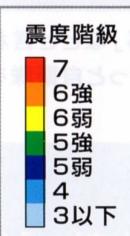
超巨大地震の発生が想定されています。

特に首都直下型地震と南海トラフ地震は、東日本大震災の被害をはるかに上回る破壊的規模の地震として心配されています。

想定地震等	死者・行方不明者	全壊・焼失家屋	被害額
東日本大震災	2万人	13万戸	16.9兆円
首都直下型地震	2.3万人	25万～61万戸	95.3兆円
南海トラフ地震	32.3万人	94万～239万戸	220.3兆円

●近年発生が想定される巨大地震の被害規模 (内閣府中央防災会議資料より)

30都府県で
32万人の犠牲を予想！



(図は中央防災会議資料より)

あなたも、1000万賛同者のネットワークに！

今こそ新しい時代にふさわしい憲法を目指して、国民的論議を巻き起こしましょう！
私たちは「前文」「天皇」「安全保障」「家族」「環境」「緊急事態」「改正条項」の7つの憲法改正案を提唱し、1000万賛同者のネットワークを呼びかけています。

法律の想定を超えた大規模災害に対処できるの？

①大規模災害に際しては、災害対策基本法などで対応することになっていますが、同法で認められている緊急時の物資統制などの政令は、憲法が保障する人権を制約するとの理由で過去に発令された例はありません。

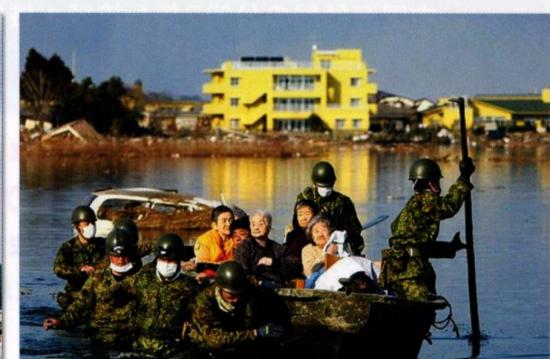
②また、東日本大震災では、岩手県の釜石市や大槌町、宮城県の南三陸町(写真)などの多くが行政機能を失い、「地方自治体が中心となり災害に対処する」という災害対策基本法の前提そのものが崩れました。

③これらの災害対策を円滑に進めるには、憲法に「緊急事態条項」を新設し、広域災害時に政府が率先して、迅速に緊急支援活動を実施できる権限を与えるべきです。

④緊急事態条項は、1990年代以降に制定された103カ国の大半の憲法のすべてに明記されています。緊急事態条項は世界の常識です！



行政機能が喪失した南三陸町の防災対策庁舎



大規模災害に対処できる最後の砦は自衛隊

ネット上で簡単に署名できます。



<https://kenpou1000.org/>

美しい日本の憲法をつくる国民の会
共同代表／櫻井よしこ 田久保忠衛 三好達

TEL 03-5213-4323 FAX 03-5212-7201